

女子差別撤廃委員会への追加的情報提供 骨子（案）

総論

- ・追加的情報提供作成の経緯

2011年7月以降の我が国の動向及び政府の取組

- 男女共同参画会議における取組
 - ・ 男女共同参画会議（2011年7月、2012年8月）における法務大臣及び監視専門調査会会長の発言の内容
 - ・ 監視専門調査会が2012年7月25日に公表した第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見の内容及び同調査会におけるフォローアップ
- 改正法案の動向
 - ・ 民法改正法案についての動向（法律案提出に至っていないこと等）
- 国民に対する広報
 - ・ 法務省ホームページにおける広報の内容

(参考)

1. 男女共同参画会議（平成23年7月29日）議事録（抜粋）

○ 江田法務大臣発言

選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正につきまして、今、林大臣政務官、御指摘のとおり、国連の女子差別撤廃委員会から数度にわたり勧告されているところでもあります。この点は、今、お話のとおり、既に平成8年2月に法制審議会において制度の導入を含む民法の一部を改正する法律案要綱が答申されているところであり、法務省としましては、この答申を踏まえて、今年の通常国会への法案提出をも視野に入れて法案を準備をしております。

しかしながら、この改正につきましては、政府部内においても様々な意見があり、提出が見送られることになってしまいました。法制審議会の答申から15年が経過しても、なお、民法の改正が実現できていないことは法務省としても大変残念なことでありますが、今後とも関係各方面に対し、改正の内容等を十分に御説明しながら、改正に向けて努力していきたいと考えております。

○ 鹿嶋議員発言

選択的夫婦別氏制度を始めとする民法改正につきましては、監視専門調査会としても、本年5月に議論を行い、会長である私のほうから民法の改正が必要である旨を各委員に申し上げました。そして、それを男女共同参画会議の場におきまして閣僚の皆様にも強く要請すべきであるという結論に達しました。

私は監視専門調査会で、この問題は煮詰まっているという表現で発言をいたしました。民法改正に関し、今、必要なのは、私は政治的な決断であろうと思っております。それを本日の参画会議で閣僚の皆様にも強く要請したいと思っております。是非、政治のリーダーシップを発揮していただき、民法改正の問題に取り組んでいただきたく、監視専門調査会を代表しましてお願いします。

2. 男女共同参画会議（平成24年8月1日）議事録（抜粋）

○ 滝法務大臣発言

2点目でございますけれども、加えて監視専門調査会から引き続き基本計画に沿った検討を進めるべきであるとの御報告がありました。選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正につきましては、平成22年の通常国会への法案提出をも視野に入れて民法改正法案を準備いたしております。

しかしながら、この改正につきましては政府部内においてもさまざまな意見があり、提出が見送られることとなった経緯がございます。

法務省としては、今後とも関係方面に対し、改正の内容等を十分に御説明しながら民法改正に向けて努力していきたいと考えております。

3. 平成24年7月監視専門調査会「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係）（抜粋）

第3 「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する意見 2 家族に関する法制の整備等

平成23年5月、監視専門調査会は、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関して、女子差別撤廃委員会の最終見解の要請を受けてフォローアップを行った。同委員会は、このフォローアップ結果等を踏まえた政府報告書を審査し、11月に同委員会の見解を公表した。この中で、民法改正等については、勧告が一部履行されているという評価が行われるとともに、民法改正法案成立のために講じた措置について1年以内に報告するようという勧告がされている。

監視専門調査会としては、女子差別撤廃委員会から要請を受けて、今後もフォローアップを行う予定であるが、政府においては、民法改正等について、引き続き、基本計画に沿って検討を進めるべきである。

4. 平成24年1月27日衆議院会議録（抜粋）

○ 野田内閣総理大臣答弁

選択的夫婦別氏制度の導入などの民法改正については、平成八年に、法制審議会が民法改正案の要綱を決定し、法務大臣への答申が行われたところであります。

こうした、民法改正についてはさまざまな意見がありますが、この答申を踏まえ、引き続き、政府及び与党間において議論してまいりたいと考えております。